

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令  
の一部改正について

平成26年11月10日  
金融庁・総務省

## 「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」の改正

### 【改正の趣旨】

- 平成26年5月23日に成立した「保険業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第45号）により、保険業法が改正された。これに伴い、保険業法施行規則において規定されている保険業法上の主務大臣（内閣総理大臣）への届出事項の範囲も拡大されることとなった。
- 標記「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」（以下「命令」という。）の改正は、上記改正を踏まえ、郵政民営化法における主務大臣（内閣総理大臣及び総務大臣）への届出事項を追加する等の所要の規定の整備を行うものである。

(参考)

郵政民営化法第151条第2号において、内閣総理大臣及び総務大臣は、第149条（届出事項）第1項第7号及び第8号に規定する内閣府令・総務省令（＝標記命令）の改正等を行うときは、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

## 【改正の概要】

- 保険会社が子会社（又は孫会社）として保有できる会社は、保険会社及び銀行等、一定の範囲に限定されているが、今回の保険業法の改正により、保険会社が保険会社以外の外国金融機関等の買収を行う際に、保険会社の子会社に保有が認められていない会社（買収後は保険会社の孫会社）であっても、5年間に限り、保険会社が当該外国金融機関等の保有を通じて孫会社として保有することが可能となるとともに、当該期間にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、内閣総理大臣の承認の下、当該期間を延長することが可能となった（保険業法第106条第4項、第5項）。

保険業法施行規則では、保険会社の届出事項として、当該孫会社（「子会社対象会社以外の外国の会社」）を保有しようとする場合が規定されている（※）（保険業法施行規則第85条第1項第4号の2）。

（※）保険会社には、平成24年の保険業法の改正により、上記の孫会社保有の特例が外国保険会社を買収する場合に限って認められており、これに伴う保険業法施行規則の改正により、上記の届出事項が既に整備されている（今回の改正に伴う整備は不要）。郵便保険会社については、郵政民営化法上、保険会社を子会社にすることが認められていないため、同様の届出事項は整備されていない。

- 今回の改正に伴い、郵便保険会社についても、その届出事項として、上記保険業法施行規則に基づく届出と同様の事項を追加する（命令第28条第1項第6号の2）とともに、孫会社の保有期間の延長に係る内閣総理大臣の承認を受けた場合を追加する（命令第27条第2号）。

（参考）同命令改正により追加される届出事項は、いずれも平成25年における銀行法改正時の命令整備において、郵便貯金銀行に追加された届出事項と同様である。

## 参考

○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府令・総務省令第三号）の一部  
改正案

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（郵便保険会社の届出事項）</p> <p>第二十七条 法第百四十九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>保険業法第百条の三ただし書、第百六条第五項若しくは第百七条第二項ただし書又は保険業法施行規則第四十八条の三第二項ただし書若しくは第四十八条の五第二項ただし書の規定による承認</u></p> <p>三～五 （略）</p>	<p>（郵便保険会社の届出事項）</p> <p>第二十七条 法第百四十九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>保険業法施行規則第四十八条の三第二項ただし書、第四十八条の五第二項ただし書、保険業法第百条の三ただし書又は第百七条第二項の規定による承認</u></p> <p>三～五 （略）</p>

改正案

第二十八条 法第四百九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六 (略)

六の二 保険業法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

七～九 (略)

十 郵便保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十一～二十一 (略)

2～6 (略)

現行

第二十八条 法第四百九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六 (略)

(新設)

七～九 (略)

十 郵便保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険業法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十一～二十一 (略)

2～6 (略)

## (参考条文)

### ○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（子会社保有の制限）

第百三十九条（略）

2～5（略）

6 郵便保険会社は、保険会社等（保険業法第百六条第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）を子会社としてはならない。

7・8（略）

（届出事項）

第百四十九条 郵便保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一～六（略）

七 保険業法第百三十二条第一項の規定による命令、同法第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分その他内閣府令・総務省令で定める処分を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

2（略）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第百五十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

一（略）

二 第百三十八条第二項第六号、第百三十九条第八項、第百四十条第一項、第百四十四条第三項又は第百四十九条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

## ○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（保険会社の子会社の範囲等）

第百六条 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一～十五 （略）

2・3 （略）

4 第一項の規定は、保険会社が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第八号から第十二号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第六項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第六項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となった日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 保険会社は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

6 内閣総理大臣は、保険会社につき次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の承認をするものとする。

一 当該保険会社が、その子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社又は当該会社を子会社としている第一項第八号から第十二号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社の本店又は主たる事務所の所在する国の金融市場又は資本市場の状況その他の事情に照らして、前項の期限までにその子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることができないことについてやむを得ない事情があると認められること。

二 当該保険会社が子会社とした第一項第八号から第十二号までに掲げる会社又は特例対象持株会社の事業の遂行のため、当該保険会社がその子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについてやむを得ない事情があると認められること。

7～10 （略）

（届出事項）

第百二十七条 保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～七 （略）

八 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。

2 （略）

○保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）（抄）

（届出事項等）

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四 （略）

四の二 法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第七号の二、第九十四条及び第二百四十六条第一項第八号の二において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

四の三～十八 （略）

2～6 （略）